

平成30年4月1日
御蔵島村役場

職員の懲戒処分等について

御蔵島村長は、地方公務員法及び御蔵島村職員の懲戒の手續及び効果に関する条例に基づく職員の懲戒処分等を行いましたので、下記のとおり公表します。

記

1 事故者

所属 ・ 職	処分内容
産業課発電係・技師	減給3か月（10分の1）

1 管理監督者

所属 ・ 職	処分内容
会計管理者（当時産業課長）	訓告
産業課発電係・係長	嚴重注意

1 事故の概要

事故者は、平成27年10月6日以降、発電所内データログ装置の周波数改ざんを19回行った。平成28年4月2日、二度と改ざん行為を行わないと約したにもかかわらず、平成29年10月31日、改ざん行為を行ったものである。